

別記様式第1号(第四関係)

# 那須塩原市西那須野・大貫地区活性化計画

栃木県那須塩原市

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	那須塩原市 西那須野・大貫地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	那須塩原市
地区名(※1)	西那須野・大貫地区
計画期間(※2)	平成28年度～平成32年度

## 目標 : (※3)

本地区は、農業従事者の高齢化や担い手不足の進展に加え、農家人口及び農業従事者数が減少傾向を示し、その結果として遊休農地の増加といった地域農業の衰退や、農家(生産者)と消費者との交流機会の減少といった問題も発生しており、地域の活力低下が懸念されている。地域の担い手はもとより、新規就農者や高齢生産者も含めて生産意欲を促進するとともに、都市住民と地域住民との交流を盛んにして地域の活性化を図る拠点の整備が必要となっている。

そのため、拠点施設の核となる農産物直売所の整備を行い、①本地区の農産物の受け皿を確保することにより、農業経営の安定化による就農者増や、高齢生産者の継続営農による遊休農地の発生防止、②生産者と消費者との交流機会の増加を図ることにより地域の活性化を目指す。

具体的な指標としては①地域産物の販売額を151,000千円増加②交流人口が28,300人増加③農業体験イベントの開催25回(何れも平成30年～平成32年見込み合計)を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

那須塩原市は、栃木県北部に位置し、北は那須連山の一部であり、山麓からの平坦地は那須野が原扇状地の最北端に位置し、気候は高原性の冷涼な気候であり、平均気温は、11.8℃である。降水量は夏に多く、冬に少なく、年間平均が1,537mmである。(数値はH26那須塩原市統計書より引用)

活性区域を構成するのは市南西部の、旧西那須野町の一区町・二区町・三区町及び旧塩原町の上大貫・下大貫地区からなり、全面積の2,182ha中、農林地面積は1,774haで区域面積の81%を占める。(平成28年1月1日課税情報による)なお、用途地域の指定された区域については活性化区域に含まないため、区域面積は2,150haとなる。

### 現状と課題

那須塩原市の農業は、酪農、米を基幹としており、那須開墾社によって拓かれた農地は、概ね整形なしており、基盤整備の行われた農地も多い。西那須野地区は平坦な土地条件を生かした大規模な稲作を中心に、麦、畜産、花き、花木、施設園芸等との複合経営が盛んであり、大貫地区は水稻を中心に野菜、花木、果樹、畜産の複合経営が盛んな地区である。

しかし近年は、農業従事者の世代交代が停滞し高齢化と担い手不足が進展しているほか、農産物の価格低迷や資材費の高騰等による農業所得の減少が生じている。併せて、遊休農地の増加等による地域農業の衰退や、農家(生産者)と消費者との交流機会の減少といった問題が誘発され、地域活力低下が懸念されている。

以上の事より、①農家の生産意欲の向上を図り、後継者や新規就農者を増加させることや、高齢生産者の生産意欲向上に資する施設②生産者と消費者の交流促進の拠点となる施設の確保が課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

地域の農産物の販売を目的とする直売所を整備することにより、区域内農業者の農業所得の向上、及び、生産者と消費者の交流拠点となることにより地域活性化を目指す。

具体的に、上記の「現状と課題」に挙げた①について、流通・販売機能強化により生産拡大と所得向上を目指す。後継者や新規就農者については、安定的な流通・販売機会の確保できるようになり、出荷先までの輸送手段がない高齢生産者については、農産物集荷事業を行い生産意欲の向上を図り継続営農を可能とする。このような事業を行うことにより、遊休農地の発生抑止等、地域農業の衰退を防ぐ。②については、直売所機能を活かした誘客の促進を図るとともに、地元の風習である饅頭づくり体験や、地元のソバを用いたソバ打ち体験などを企画することにより、地域に根差した交流事業を展開しながら生産者と消費者の交流の拠点となることを目指す。

また、農産物の集荷と合わせて市内広範囲への配達事業を行い、高齢者サービスの充実を図ることで農林産物の販路を拡大し地域の活性化につなげていく。

**【記入要領】**

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
那須塩原市	西那須野・大貫	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	ふるさとにしなす産直会	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

西那須野・大貫地区(栃木県那須塩原市)	区域面積(※2)	2,150ha
<b>区域設定の考え方(※3)</b>		
①法第3条第1号関係: 活性化区域を構成するのは旧西那須野町の一区町・二区町・三区町及び旧塩原町の上大貫・下大貫地区からなり、活性化区域面積の2,150ha中、農林地面積は1,774ha(平成28年1月1日課税情報による)で区域面積の83%を占めており、地区の就業人口4,743人に対し、農業従事者は383人(平成22年度国勢調査による)と8.0%を占めており、農林業が重要な産業となっている。		
②法第3条第2号関係: 前述の区域全域では、農業就業人口における65歳以上の割合は50%を占めており、高齢化が進んでいる。それに伴い、担い手不足が生じ、遊休農地の増加や生産者と消費者との交流する場が減少するといった問題が発生しており、地域の活力低下が懸念されている。(2010年農林業センサスより) このため、交流拠点拠の核となる農産物直売所を整備し、農産物の販売力を強化するとともに、都市住民との交流の場を確保することにより地域間交流を促進することが、地域の活性化のため有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は全域農業振興地域であり市街地を形成している区域は無い。 また、都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。



## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、直売所の整備を行い、本地区の農産物の受け皿とすることにより、農業経営の安定化による就農者増や、高齢となった生産者の継続営農を可能とし、さらに、生産者と消費者との交流拠点となり都市農村交流の機会増加を図ることにより地域の活性化を目指すものである。

目標として、①地域産物の販売額を151,000千円増加②交流人口が28,300人増加③農業体験イベントの開催25回(何れも平成30年～平成32年見込み合計)となっていることを、実施主体であるふるさとにしなす産直会による調査実績を基に、那須塩原市が評価を行う。なお、この評価結果については、那須塩原市の市民で組織する西那須野・大貫地区活性化計画評価委員会において実施期間満了の翌年である平成33年度末までに検証を行うとともに、結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。